

仙台市地域防災計画の修正について

1. 計画見直しの経緯

水防法改正に伴う想定最大規模降雨（L2）による洪水浸水想定区域の公表や、要配慮者等利用施設における避難確保計画作成の義務化などを受け、大雨対策に関する事項等について修正を行います。

2. 主な修正事項

(1) 大雨対策に関する事項

ア L2による洪水浸水想定区域が示された地域への対応

水防法改正に伴い、各河川管理者により L2 による洪水浸水想定区域が公表されていることを踏まえ、以下の修正を行います。

- (ア) 河川氾濫の恐れがある場合の避難勧告等の発令対象を現行の計画規模降雨（L1）による洪水浸水想定区域から L2 による洪水浸水想定区域に変更します。〈別紙－①〉
- (イ) 浸水の深さなどにより垂直避難では安全を確保できない地域を「早期の立ち退き避難が必要な区域」とし、取るべき避難行動を定めます。〈別紙－②〉

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成29年度)	新旧対照表
共通 (第1部)	2 災害想定 の考え方	2	3(3)	風水害等危険区域の予測	25	1/4
風水害等 (第1部)	1 自助・共 助	3	2	周辺に浸水や道路冠水が見られない場合	9	1/8

イ 避難所参集基準の見直し

近年の大雨対応等において、土砂災害警戒情報の発表前に、河川水位が避難勧告等の発令基準に達するおそれがあったことから、避難所参集基準に河川水位による基準を追加します。〈別紙－③〉

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成29年度)	新旧対照表
風水害等 (第1部)	2 公助	2	3(10)	避難所担当職員、施設管理者の派遣	34	1/8
風水害等 (第1部)	2 公助	12	2(2)	職員の動員	101	4/8

ウ 要配慮者等利用施設における避難確保計画作成の義務化への対応

水防法及び土砂災害防止法の改正により、要配慮者等利用施設の所有者・管理者に対して避難確保計画の作成が義務化されたことを踏まえ、本市内部における計画作成状況等の点検体制を強化します。〈別紙－④〉

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成29年度)	新旧対照表
共通 (第2部)	2 公助	11	2(1)	社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画	150	4/4

(2) 原子力災害対策に関する事項

市民や来訪者の屋内退避及び一時移転の方法等について規定します。〈別紙－⑤〉

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成29年度)	新旧対照表
原子力	2 9つの施策 パッケージ シ	4	1 1-1 (1)	市民・来訪者の屋内退避・ 一時移転計画の策定	54	1/4
原子力	2 9つの施策 パッケージ シ	4	1 1-1 (2)	地域住民の屋内退避・災害 時要援護者等の一時移転支 援体制等の整備	55	2/4
原子力	2 9つの施策 パッケージ シ	4	1 1-1 (3)	学校施設における屋内退避 実施体制の確保	55	2/4
原子力	2 9つの施策 パッケージ シ	4	2 2-1 (1)	屋内退避等の実施	56	3/4
原子力	2 9つの施策 パッケージ シ	4	2 2-1 (2)	市域を越えた避難の実施	57	3/4
原子力	2 9つの施策 パッケージ シ	4	2 2-1 (4)	一時移転対象地区等の見直 し	57	4/4
原子力	2 9つの施策 パッケージ シ	4	2 2-1 (5)	一時移転対象地区等の解除	57	4/4

3. 主な修正内容に関する新旧対照表

- ・資料 1-3-1：仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）
- ・資料 1-3-2：仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）
- ・資料 1-3-3：仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）
- ・資料 1-3-4：仙台市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

仙台市地域防災計画の修正について

平成30年3月
仙台市危機管理室

①L2による洪水浸水想定区域への対応

背景

想定最大規模降雨(L2)による洪水浸水想定区域が順次公表されていることを受け、住民説明会の開催や防災タウンページの配布による周知啓発を進めているところであるが、避難勧告等を発令する範囲についても検討する必要がある。

今後の対応

水防法で定められている洪水浸水想定区域はL2によるものとされており、市民の皆様への周知啓発も進んでいることから、L2による洪水浸水想定区域が公表されている河川については、同区域に避難勧告等を発令する。

L2による浸水想定区域への避難勧告等の発令対象河川

- ・名取川水系 : 名取川、広瀬川(国管理部分)、笹川
- ・七北田川水系: 七北田川、梅田川

(注)本市における避難勧告等の発令対象河川は、上記のほか、広瀬川(県管理部分)、旧笹川、砂押川があるが、現時点でL2による洪水浸水想定区域が未公表のため、従来どおり計画規模降雨(L1)による洪水浸水想定区域に避難勧告等を発令し、L2による洪水浸水想定区域が公表され次第、同区域に避難勧告等を発令する。

②早期の立退き避難が必要な区域の設定

背景

平成28年4月に国のガイドラインが改正され、生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などについては、特に早期かつ確実に立退き避難する事が必要であることから、市町村が「早期に立退き避難が必要な区域」として設定し、水害ハザードマップに表示することが必要であるとされた。

今後の対応

次の区域を「早期の立退き避難が必要な区域」とし、今後、水害ハザードマップに表示するとともに、取るべき避難行動を定め、市民の皆様にも周知啓発を進める。

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・ 浸水深が3 m以上の区域

「早期の立退き避難が必要な区域」における避難行動

- (1) 自宅にとどまらず、早めに洪水浸水想定区域外に避難する。
- (2) 洪水浸水想定区域外への避難が難しい場合、早期の立退き避難が必要な区域外の指定避難所等の2階以上に垂直避難する。

③避難所参集基準の見直し

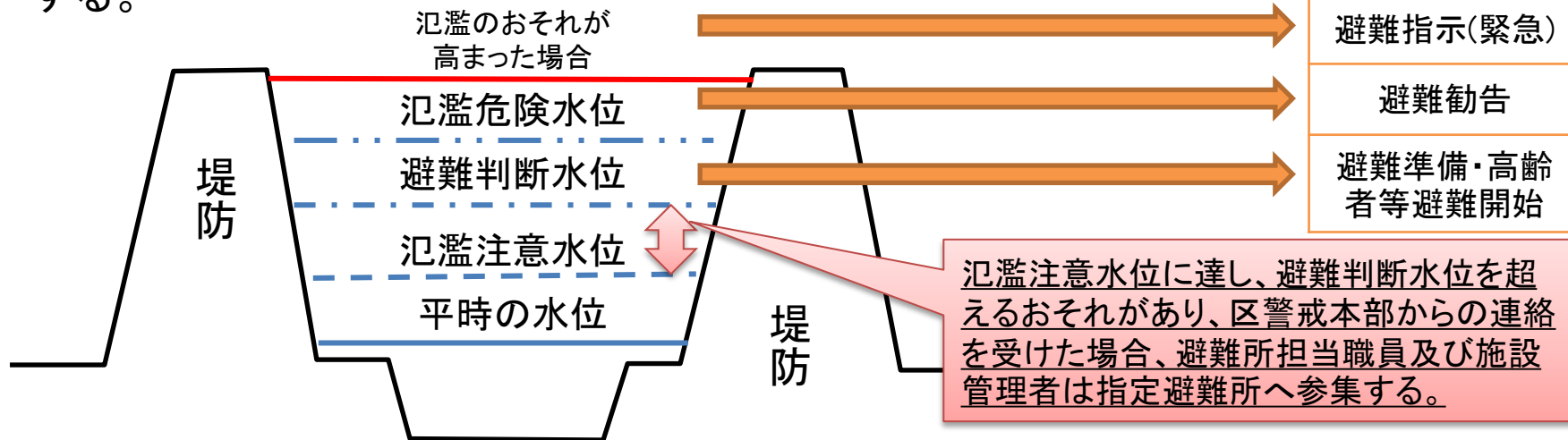
背景

平成27年9月関東・東北豪雨の課題を踏まえ、土砂災害警戒情報が発表された場合、避難所担当職員及び施設管理者が指定避難所へ参集することとした。

しかし、平成28年と平成29年の一連の台風対応等において、土砂災害警戒情報の発表前に、河川水位が避難勧告等の発令基準に達するおそれがあったことから、河川水位の上昇に対応した避難所への参集基準を新たに設ける必要がある。

今後の対応

避難所の参集基準に、下図のとおり河川水位による基準を追加する。



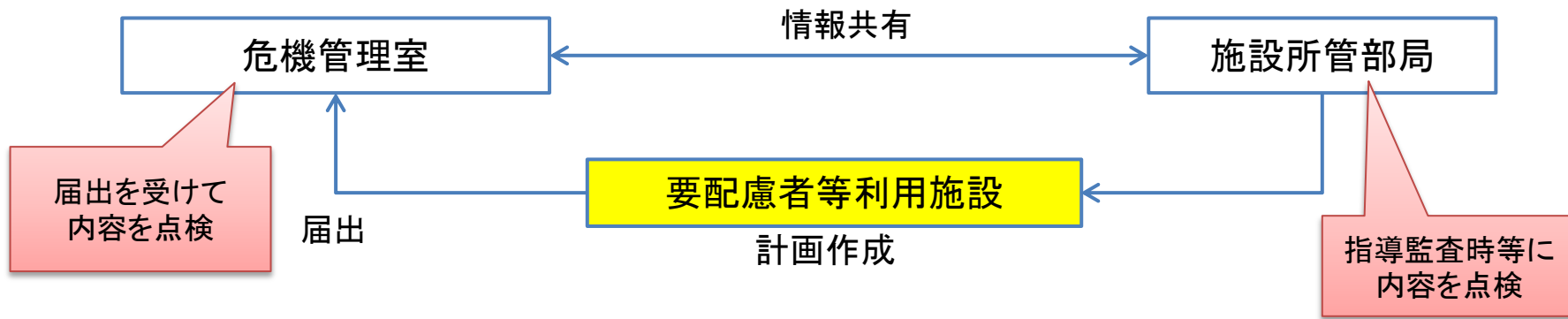
④要配慮者等利用施設における計画作成義務化への対応

背景

平成29年5月の「水防法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者等利用施設の管理者等に避難確保計画の作成が義務付けられた。

今後の対応

区域内に新たに施設が追加された場合や情報伝達訓練を行うとき等、計画の作成を働きかけていく。また、計画の届出・点検の流れは下図のとおりである。



※440施設中、195施設で計画を作成済み(約45%):平成29年12月末時点

⑤原子力災害対策に関する事項

背景

仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】において、国の指針や県の計画を踏まえ、市民等の屋内退避、一時移転を実施するための屋内退避・一時移転計画を策定するとしていたことから、その方法等について検討を進めてきた。

今後の対応

屋内退避及び一時移転の方法等については次のとおりとし、地域防災計画に記載する。

事態の進展

発生事案	本市の対応	市民等の対応
全面緊急事態等 ⇒女川原発から通報を受信	屋内退避の準備を発令	・不要不急の外出を控える。
放射性物質大量放出 ⇒国、県からの指示又はプルームの影響が及ぶ可能性がある判断	屋内退避の指示を発令	・窓・戸の戸締り,換気扇の停止,窓の目張りなど建物の気密性を確保する。 ・自宅等の屋内に退避する。
プルーム通過 ⇒通過後OIL2(20 μ Sv/h)を超える空間放射線量を計測	一時移転の準備を発令	・市等からの情報を収集する。 ・物資の用意など移転の準備をする。
放射線量基準値超の継続 ⇒国、県の指示又はOIL2を超える空間放射線量が1日以上継続	一時移転の指示を発令	・指示に従い1週間程度内に一時移転する。

市が選定した市内の空間線量の低い地域に一時移転する。市が市外への避難が必要であると判断した場合には県と協議して一時移転先を決定する。